

生活保護の適正実施(必要な方に)

生活保護の改正

(H30年10月から3段階)

※全体的に減額改正

○一般の所得の低い方との均衡を図る。

(但し▲5%以内の減額)

※必要な支援は手厚く

○子どもの健全育成に
対して手厚く。

(学校教材代)

(入学準備金)

(クラブ活動費)

(高校受験料)



今林ひであき

市政報告

【発行者】

福岡市東区
塩浜一丁目16-25
今林ひであき事務所
TEL. 092-605-6515



○生活保護では、医療費はタダになっていきます。

生活保護での医療費は、
一人あたり、月約9万円

○また各種減免もあります。
過去に議会質問により、
是正されました。

H27年の決算議会で質問

問

下水道使用料の減免制度は、
2重払いであり、止めるべき。

答

下水道使用料の減免制度は、
平成28年度中の廃止を検討する。
(※現在は廃止)

誰かが、言わなければ、世の中、変わりません

○「生活保護費」が高いと訴えてきました。その願いが国の適正化として、H25年に、さらに今回、見直しがありました。

○私は、日本国民が公平に、将来にわたり、安心して暮らしていくため「生活保護費の切り下げ」と「国民年金の値上げ」を考えます。

(誰もが高い方が良いと思えますが、それでは、日本は破たんします)

国の生活保護費の適正化

○70歳の単身高齢者の場合

平成25年7月まで	月109,600円
平成27年7月以降	月107,430円
平成30年10月以降	月107,190円
平成32年10月以降	月106,690円
○母子3人世帯(30歳, 9歳, 4歳)	
平成25年7月まで	月245,460円
平成25年7月以降	月241,000円
平成30年10月以降	月233,410円
平成32年10月以降	月232,280円

一方

○国民年金額(満額) 月64,941円

日本人の美德がなくなれば、国は破たん(見直し必要)

○今、福祉の在り方を見直ししなければ、将来、皆さんが必要な時に受けられなくなります

○日本は、所得が生活保護基準以下でも、生活保護に頼らない割合が、外国に比べ高いのです。昔から、謙譲の美德とか、辛抱強いなどで表現されています。

○この意味は、国民年金を40年間満額を納めた方や最低賃金で生活している方は、生活保護を受ける権利はあるが、受けていないという事です。

○高齢化が進み、該当する皆さんが、権利を行使すれば、日本の社会保障が破たんするのは、目に見えています。

○年金支給できるか不安視される中、少子高齢社会の恐ろしさです。

○私は、生活保護を否定していません。

○市職員時代の生活保護の担当(ケースワーカー)経験から、最後のセイフティネットは必要と考えます。

○昔の話ですが、一生懸命に働いたが、年金を納めていなかったため、老齢福祉年金(当時は誰もが権利あり)を月3万円程度で生活され、しかし、絶対に生活保護は受けたくないという「おばあちゃん・おじいちゃん」をたくさん見ました。

(生活保護を勧めましたが、拒否された経験)
○日本人の美德の精神は大切ですが、これからは、本当に必要な方に 公平な福祉が必要です。

○一方で、不正就労や偽装離婚の現場にも踏み込みました。このような方々がいる限り、日本人の美德が評価されないと思います。

○これからの日本に必要なことは、限られた財政で生活に困ったという方が、必要な時に生活保護な